官報

## 法律

最高裁判所裁判官國民審査法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十一月二十日

内閣總理大臣　片山　哲

**法律第百三十六号**

**最高裁判所裁判官國民審査法目次**

第一章　總則
第二章　投票及び開票
第三章　審査分会及び審査会
第四章　審査の結果
第五章　訴訟
第六章　再審査
第七章　罰則
第八章　補則
附　則

**最高裁判所裁判官國民審査法**

**第一章　總則**

第一條（この法律の趣旨）最高裁判所の裁判官の任命に関する國民の審査については、この法律の定めるところによる。

第二條（審査の期日）審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。

各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これに同様とする。

第三條（審査を行う区域）審査は、全都道府縣の区域を通じて、これを行う。

第四條（審査権）衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第五條（審査の期日及び裁判官の氏名の告示）最高裁判所裁判官國民審査管理委員会は、審査の期日前二十五日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

第六條（審査の方法）審査は、投票によりこれを行う。

投票は、一人一票に限る。

第七條（投票区及び開票区）審査の投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八條（審査人の名簿）審査には、衆議院議員選挙人名簿を用いる。

第九條（最高裁判所裁判官國民審査管理委員会）審査に関する事務を管理させるため、最高裁判所裁判官國民審査管理委員会（以下これを國民審査管理委員会という。）を置く。

國民審査管理委員会は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員（以下これを國民審査管理委員という。）十人を以てこれを組織する。

國民審査管理委員は、参議院においてその議員の中からこれを選挙する。

國民審査管理委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

國民審査管理委員会に関しては、参議院議員選挙法第十六條乃至第十九條の規定を準用する。

第十條（審査に関する事務の監督）國民審査管理委員会は、審査に関する事務については、都道府縣の選挙管理委員会を指揮監督する。

都道府縣の選挙管理委員会は、審査に関する事務については、市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。

第十一條（裁判官の退官等の場合）審査に付される裁判官が、審査の期日前その官を失い、又は死亡したときは、その裁判官についての審査は、これを行わない。

前項の場合においては、國民審査管理委員会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

**第二章　投票及び開票**

第十二條（投票に関する事務の担任）衆議院議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

衆議院議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三條（投票の時及び場所）審査の投票は、衆議院議員総選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十四條（投票用紙の様式）投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、國民審査管理委員会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

投票用紙は、別記様式に準じて都道府縣の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

第十五條（投票の方式）審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、審査人の氏名を記載することができない。

第十六條（点字による投票）点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

第十七條（投票録）投票管理者は、審査の投票録を作り、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第十八條（投票の秘密）何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九條（開票に関する事務の担任）衆議院議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

衆議院議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十條（開票の時及び場所）審査の開票は、衆議院議員総選挙の開票所において、審査の投票の当日又はその翌日（一開票区に数投票区があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日）にこれを行う。

第二十一條（投票の点検及びその結果の報告）開票管理者は、審査の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二條（投票の効力）審査の投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

一　成規の用紙を用いないもの

二　×の記号以外の事項を記載したもの

三　×の記号を自ら記載したものでないもの

審査に付される裁判官が二人以上の場合においては、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。裁判官の何人について×の記号を記載したかを確認し難い記載もまた同様とする。

第二十三條（開票録）開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第二十四條（投票等の保存）審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十五條（選挙の投票を行わない場合）衆議院議員選挙法第七十一條の規定により選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二條第二項、第十三條、第十九條第二項及び第二十條の規定にかかわらず、衆議院議員選挙法第二十條乃至第二十二條、第四十四條乃至第四十六條及び第四十八條の規定を準用する。

本文
本文
第6256号

前項の投票及び開票においては、第十三條第三項及び第十九條第三項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における衆議院議員選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人又は開票立会人各三人を選任しなければならない。

第二十六條（投票及び開票に関するその他の事項）この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、投票及び開票に関しては、衆議院議員の選挙の投票及び開票の例による。

第三章　審査分会及び審査会

第二十七條（審査分会）審査分会は、都道府縣ごとに都道府縣議又は審査分会長の指定した場所でこれを開く。

審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府縣の選挙管理委員会の選任したものを以て、これに充てる。

審査分会長は、審査分会に関する事務を担任する。

審査分会長は、当該都道府縣の区域内における衆議院議員選挙人名簿に記載された者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

審査分会長は、都道府縣の区域内におけるすべての開票管理者から第二十一條の報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第二十八條（審査分会録）審査分会長は、審査分会録を作り、審査分会に関する次第を記載し、審査分会立会人とともに、これに署名しなければならない。

審査分会録は、第二十九條の報告に関する書類と併せて、都道府縣の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十九條（審査分会録の報告）審査分会長は、第二十七條第五項の規定による調査を終えたときは、審査分会録の写を添えて、各裁判官について罷免を可とする投票及び可としない投票の数その他審査分会における調査の結果を直ちに審査会長に報告しなければならない。

第三十條（審査会）審査会は、審査長の指定した場所で、これを開く。

審査長は、審査権を有する者の中から國民審査管理委員会の選任した者を以て、これに充てる。

審査長は、審査会に関する事務を担任する。

審査長は、衆議院議員選挙人名簿に記載された者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

審査長は、すべての審査分会長から前條の報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第三十一條（審査録）審査長は、審査録を作り、審査会に関する次第を記載し、審査立会人とともに、これに署名しなければならない。

審査録は、第二十九條の報告に関する書類と併せて、國民審査管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十二條（罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官）罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、衆議院議員選挙人名簿確定の日において、これに記載されたものの百分の一に達しないときは、この限りでない。

第三十三條（審査の結果の報告及び告示）第二十條第五項の規定による調査を終えたときは、審査長は、直ちに罷免を可とされた裁判官の氏名並びに罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数その他審査の次第を國民審査管理委員会に報告しなければならない。

國民審査管理委員会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷免を可とされた裁判官の氏名を官報で告示し、且つ、内閣総理大臣に通知しなければならない。

第三十四條（審査分会及び審査会に関するその他の事項）この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、審査分会及び審査会については、衆議院議員選挙法第六章の規定を準用する。

第四章　審査の結果

第三十五條（罷免の効果）罷免を可とされた裁判官は、第三十六條又は第三十九條の規定による訴を提起すべき期間を経過した日（その訴の提起があつた場合においては、その訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又はその訴訟について裁判の確定した日）に罷免される。

審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判所の裁判官に任命されることができない。

第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす。

第三十六條（審査無効の訴訟）審査の効力に関し異議があるときは、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、國民審査管理委員会の委員長を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあつた日から三十日内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

第三十七條（審査無効の判決）前條の規定による訴訟においては、審査についてこの法律又はこれに基いて発する命令に違反することがあるときは、審査の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、裁判所は、審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

第三十八條の規定による訴訟においても、その審査が前項の場合に該当するときは、裁判所は、当該審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

第三十八條（罷免無効の訴訟）審査の結果罷免を可とされた裁判官は、その罷免の効力に関し異議があるときは、國民審査管理委員会の委員長を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあつた日から三十日内に東京高等裁判所に訴を提起することがある。

第三十九條（審判の順位）第三十六條又は前條の規定による訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速かにその裁判をしなければならない。

第四十條（訴訟に関する通知）第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟が提起されたとき若しくは裁判所に係属しなくなつたとき又はその訴訟について裁判が確定したときは、裁判所の長は、内閣総理大臣及び國民審査管理委員会に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

第四十一條（訴訟手続）第三十六條乃至前條に定めるものの外、第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟については、民事訴訟（再審を除く。）の例による。

第四十二條（審査無効等の告示）第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査又は罷免の無効の判決が確定したときは、國民審査管理委員会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第六章　再審査

第四十三條（再審査）第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果審査の全部又は一部が無効となつた場合においては、第五項の規定に該当する場合を除いて、更に審査を行わなければならない。

前項の規定による審査の期日は、國民審査管理委員会においてこれを定め少くとも二十五日前に官報で告示しなければならない。

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の係属中は、第一項の規定による審査は、これを行うことができない。

第二十五條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による審査にこれを準用する。

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査の全部又は一部が無効となつたときに、更に審査の投票を行わないで審査の結果を定めることができる場合においては、審査会を開き、これを定めなければならない。



第七章　罰則

第四十四條（利益供與等の罪）左の各号に掲げる行爲をした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

一　審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、その者又はその者の関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導したとき。

二　審査に関し運動をし若しくはしないこと、審査に関し運動をし若しくは止めたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、第一号に掲げる行爲をしたとき。

四　第一号若しくは前号の供與、饗應接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し、又は第二号の誘導に應じ若しくはこれを促したとき。

五　第一号乃至第三号に掲げる行爲をさせる目的で、審査に関し運動をする者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし、又は審査に関し運動をする者においてその交付を受け若しくは要求し、若しくはその申込を承諾したとき。

六　前各号に掲げる行爲に関し周旋又は勧誘をしたとき。

國民審査管理委員、地方公共團体（行政区及び地方自治法第百五十五條第二項の市の区を含む。以下同じ。）の選挙管理委員、國民審査管理委員会若しくは地方公共團体の選挙管理委員会の書記、投票管理者、開票管理者、審査分会長及び審査長並びに審査事務に関係のある官吏及び吏員が当該審査に関し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。警察官吏がその関係の都道府縣内の審査に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

第四十五條（没收及び追徴）前條の場合において、收受し又は交付を受けた利益は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第四十六條（審査の自由を妨害する罪）審査に関し左の各号に掲げる行爲をした者は、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一　審査人又は審査に関し運動をする者に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引したとき。

二　交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他爲計詐術等不正の方法で審査の自由を妨害したとき。

三　審査人若しくは審査に関し運動をする者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して審査人若しくは審査に関し運動する者を威迫したとき。

第四十七條（職権濫用等の罪）審査に関し官吏、吏員又は第四十四條第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

官吏、吏員又は第四十四條第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三千円以下の罰金に処する。

第四十八條（虚偽の事実を公にする罪）審査に関し官吏、吏員又は第四十四條第二項前段に掲げる者が、故意に虚偽の事実を公にする行爲をした者は、左の各号に掲げる行爲をした者は、それぞれ二年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び実際編集を担当した者を罰する。

一　審査による罷免を免れ又は免れさせる目的で審査に付される裁判官の経歴に関し虚偽の事項を公にしたとき。

二　審査により罷免をさせる目的で裁判官に関し虚偽の事項を公にしたとき。

第四十九條（衆議院議員選挙法の罰則準用）審査に関しては、衆議院議員選挙法第百十七條乃至第百二十五條、第百三十八條、第百二十七條、第百二十八條、第百三十八條及び第百四十七條の規定を準用する。この場合において、同法第百十七條中「第八條」とあるのは「最高裁判所裁判官國民審査法第四十四條第二項前段」、「投票ヲタル人ノ氏名」とあるのは「被選挙人ノ氏名」、「投票ノ内容」、同法第百十八條中「被選挙人ノ氏名」とあるのは「投票ノ内容」、同法第百十九條中「選挙長」とあるのは「審査分会長」、「選挙會場」とあるのは「審査分会場」、「審査會場」、同法第百二十條中「第百十五條第一號又ハ前條」とあるのは「最高裁判所裁判官國民審査法第四十六條第一號又ハ前條」、同法第百二十二條中「選挙ノ會場」とあるのは「審査分會場、審査會場」、同法第百二十五條中「第百十二條乃至第百十三條、第百十五條」とあるのは「最高裁判所裁判官國民審査法第四十四條及第四十六條」、「本法」、第百二十七條第四項中「第八條」とあるのは「最高裁判所裁判官國民審査法第四十四條第二項前段」、同法第百四十七條中「第十二章」とあるのは「最高裁判所裁判官國民審査法第七章」と、夫々読み替えるものとする。

第八章　補則

第五十條（國民審査管理委員等の失職）國民審査管理委員、投票管理者、開票管理者、審査分会長又は審査長は、審査権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第五十一條（費用）審査の施行に関する費用は、國庫の負担とする。

第五十二條（裁判官の氏名の掲示）市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

第五十三條（審査公報の発行）都道府縣の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に関し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四條（特別区等に対する適用）この法律中市に関する規定は、東京都の区の存する区域、特別市及び地方自治法第百五十五條第二項の市においては、特別区、行政区及び区に、これを適用する。

第五十五條（町村組合等に関する特例）この法律の適用については、全部事務組合又は役場事務組合はこれを一町村、その組合の選挙管理委員会及び選挙管理委員はこれを町村の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。

第五十六條（交通至難の地等に関する特例）交通至難の島その他の地においてこの法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

第五十七條（施行に関する規定）この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第 6256 号

別記

投票用紙様式

○注意

一、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その名の上の欄に×を書くこと。

二、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ×を書く欄 | 裁判官の名 | | | | | | | | | | |
| | 甲野乙郎 | | | | | | | | | | |

折目　折目　折目　折目　折目　折目　折目　折目　折目　切目

最高裁判所裁判官國民審査投票

都道府縣印

この端を切目に差し込むこと

表

最高裁判所裁判官國民審査投票

都道府縣印

裏

備考

一　用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から×印を透視することのできない紙質のものを用いなければならない。

二　用紙は、単に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。

三　投票用紙に押すべき都道府縣印は、都道府縣の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村印を以てこれに代えても差し支えない。

内務大臣　木村小左衛門
司法大臣　鈴木義男
内閣総理大臣　片山哲

裁判官弾劾法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年十一月二十日
内閣総理大臣　片山哲

法律第百三十七号

裁判官弾劾法目次

第一章　総則
第二章　訴追
第三章　裁判
第四章　罰則
附則

裁判官弾劾法

第一章　総則

第一條（この法律の趣旨）裁判官の弾劾については、國会法に定めるものの外、この法律の定めるところによる。

第二條（弾劾による罷免の事由）弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。

一　職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。

二　その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

第三條（弾劾裁判所及び訴追委員会の所在地）弾劾裁判所及び訴追委員会は、これを東京都に置く。

第四條（弾劾裁判所及び訴追委員会の職権行使）弾劾裁判所及び訴追委員会は、國会の閉会中でも職権を行うことができる。

第二章　訴追

第五條（訴追委員・予備員）訴追委員の員数は、二十人とし、その予備員の員数は、十人とする。

訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される國会の会期の始めにこれを行う。但し、第一回國会においては、その会期中にこれを行う。

訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。

訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員としての任期による。

訴追委員及びその予備員の職務は、國会の閉会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、相当額の手当を受ける。

第六條（訴追委員長の職務）訴追委員会の委員長は、会務を統理し、訴追委員会を代表する。

委員長に事故のあるときは、予め訴追委員会の定める順序により、他の訴追委員が、臨時に委員長の職務を行う。

第七條（書記長・書記）訴追委員会に書記長及び書記を置く。

書記長は、委員長の監督を受けて、庶務を整理し、書記を指揮監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に從事する。

書記長及び書記は、委員長が衆議院議長の同意を得てこれを任免する。

第八條（職権の独立）訴追委員は、独立してその職権を行う。

第九條（招集）訴追委員会は、委員長が招集する。

五人以上の訴追委員の要求があるときは、委員長は、訴追委員会を招集しなければならない。

第十條（議事）訴追委員会は、十五人以上の訴追委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

訴追委員会の議事は、出席訴追委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、罷免の訴追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委員の三分の二以上の多数でこれを決する。

訴追委員会の議事は、これを公開しない。

第十一條（調査）訴追委員会は、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、これを調査し、又は官公署にその調査を嘱託することができる。

訴追委員会及び前項の嘱託を受けた官公署は、同項の調査に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

前項の要求により出頭した証人には、弾劾裁判所に証人が出頭した場合の例により、旅費、日当及び宿料を支給する。

第十二條（訴追猶予）罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これをすることができない。但し、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後一年を経過するまで罷免の訴追をすることができる。

第十三條（訴追の猶予）訴追委員会は、情状により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができる。

第十四條（訴追状の提出）罷免の訴追は、弾劾裁判所に訴追状を提出してこれをするものとする。

訴追状には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名及び罷免の事由を記載しなければならない。

訴追委員会は、弾劾裁判所に訴追状を提出したときは、直ちにその旨を最高裁判所に通知しなければならない。

第十五條（訴追の請求）何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、その事由を明かに具し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

第三章　裁判

第十六條（裁判員・予備員）裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。

衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五條第二項及び参議院における裁判員及びその予備員の選挙は、第一回國会の会期中にこれを行う。

参議院議員たる裁判員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。

裁判員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

裁判員及びその予備員は、その者の属する議院の許可を得て辞職することができる。但し、國会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を得て辞職することができる。

予備員は、その者の属する議院の議員たる裁判員に事故のある場合又は裁判員が欠けた場合に、その順序により職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の得た票数の多い者から順次とする。

第十七條（裁判長の職務）弾劾裁判所の裁判長は、口頭弁論を指揮し、法廷における秩序を維持し、裁判の評議を整理する外、弾劾裁判所の事務を統理し、弾劾裁判所を代表する。

裁判長に事故のあるときは、予め弾劾裁判所の定める順序により、他の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行う。

第十八條（書記長・書記）弾劾裁判所に書記長及び書記を置く。

書記長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、書記を指揮監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に從事する。

書記長及び書記は、裁判長が両議院の議長の同意を得てこれを任免する。

第十九條（職権の独立）裁判員は、独立してその職権を行う。

第二十條（合議制）弾劾裁判所は、衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ五人以上出席しなければ、審理及び裁判をすることができない。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき弾劾裁判所が特定の定をした場合は、この限りでない。

第二十一條（訴追状の送達）弾劾裁判所は、罷免の訴追があつたときは、直ちに訴追状の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官に送達しなければならない。

第二十二條（弁護人の選任）罷免の訴追を受けた裁判官は、何時でも弁護人を選任することができる。

弁護人については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十三條（口頭弁論）罷免の裁判は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

罷免の訴追を受けた裁判官が口頭弁論の期日に出頭しないときは、更に期日を定めなければならない。その裁判官が正当な理由がなくその期日に出頭しないときは、前項の規定にかかわらず、その陳述を聴かないで審理及び裁判をすることができる。

第二十四條（訴追委員の立会）訴追委員会の委員長又はその指定する訴追委員は、法廷におけ審理及び裁判の宣告に立ち合う。

第二十五條（開廷の場所）法廷は、弾劾裁判所でこれを開く。

弾劾裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開くことができる。

第二十六條（審判の公開）弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。

第二十七條（法廷の秩序維持）裁判長は、法廷における弾劾裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じその他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第二十八條（訊問）弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を召喚し、これを訊問することができる。

前項の場合には、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、勾引することはできない。

第二十九條（証拠）弾劾裁判所は、中立により又は職権で、必要な証拠を取り調べ、又は地方裁判所にその取調を嘱託することができる。

証拠については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、弾劾裁判所及び弾劾裁判所の裁判長は、勾引、押収若しくは捜索その他人の身体、物若しくは場所について、強制の処分をし、若しくはすることを命じ、又は過料の決定をすることはできない。

弾劾裁判所は、前項の外、必要な証拠を取り調べるため左の各号に掲げる処分をすることができる。



号外 6256 本文

一　証拠物の所持者に対し、当該証拠物の提出を命ずること。

二　事実発見のため必要のある場所の検査を行うこと。

三　官公署に対して報告又は資料の提出を求めること。

第三十一條（刑事訴訟に関する法令の準用）裁判員、書記長及び書記の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第三十一條（裁判の評議）裁判の評議は、これを公行しない。

裁判は、審理に関與した裁判員の過半数の意見による。但し、罷免の裁判をするには、審理に関與した裁判員の三分の二以上の多数の意見による。

第三十二條（一事不再理）彈劾裁判所は、既に裁判を経た事由については、罷免の裁判をすることができない。

第三十三條（裁判の理由）裁判には、理由を附さなければならない。

罷免の裁判に附する理由には、罷免の事由及びこれを認めた証拠を示さなければならない。

第三十四條（裁判書）裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。

裁判書には、裁判をした裁判員がこれに署名押印しなければならない。裁判長が署名押印できないときは、他の裁判員が、裁判長以外の裁判員が署名押印できないときは、裁判長が、その理由を附記して署名押印しなければならない。

第三十五條（裁判書の送達）彈劾裁判所は、終局裁判をしたときは、直ちに裁判書の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官及び最高裁判所に送達しなければならない。

第三十六條（裁判の公示）彈劾裁判所の終局裁判は、官報に掲載してこれを公示しなければならない。

第三十七條（罷免の裁判の効果）裁判官は、罷免の裁判の宣告により罷免される。

第三十八條（資格回復の裁判）彈劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。

一　罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。

二、罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。

資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失つた資格を回復する。

第三十九條（裁判官の職務の停止）彈劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。

第四十條（刑事訴訟との関係）彈劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、手続を中止することができる。

第四十一條（免官の留保）罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願い出た場合でも、彈劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免ずることができない。

第四十二條（規則の制定）彈劾裁判所は、この法律に特別の定める場合を除いて、審理及び裁判の手続について規則を定めることができる。

第四章　罰則

第四十三條（虚偽申告の罪）裁判官に裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第四十四條（証人等に対する罰則）左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一　彈劾裁判所から証人、鑑定人、通事又は翻訳人として召喚を受けて、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を拒さない者

二　彈劾裁判所から証拠物の提出を命ぜられ、正当の理由がないのに提出しない者

三　彈劾裁判所の検査を拒み、又は妨げた者

証人又は鑑定人の出頭及び証言又は記録の提出の要求を受けて、正当の理由がないのに証人として出頭せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は記録を提出せず、若しくは虚偽の記録を提出した者は、これを千円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

内閣総理大臣　片山　哲

昭和二十二年法律第五十四号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

目的

第一條　この法律は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定に基いて、事業者が、法律（昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。）の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基く命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。但し、第二号乃至第五号に掲げる法律の規定又はその法律の規定に基く命令によつて行う事業者の行為については、昭和二十二年十月三十一日までのものに限る。

一　地方鉄道法第二十五條第一項（軌道法第二十六條において準用する場合を含む。）

二　自動車交通事業法第十條第一項第三号（同法第十六條第一項において準用する場合を含む。）及び第十六條ノ六第一項第二号

三　小運送業法第四條（同法第十三條において準用する場合を含む。）

四　陸上交通事業調整法第二條第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同條第三項

五　保險業法第十一條

六　食糧管理法

七　臨時物資需給調整法

八　昭和二十年勅令第五百四十二号第二條

この法律施行の際現に効力を有する法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定で私的独占禁止法の規定に反するものは、その効力を有しない。但し、前條第一号及び第六号乃至第八号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二号乃至第五号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基いて発せられた命令の規定については、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

内閣総理大臣　片山　哲
大蔵大臣　栗栖　越夫
司法大臣　鈴木　義男
厚生大臣　一松　定吉
農林大臣臨時代理
内閣総理大臣　片山　哲
商工大臣　水谷長三郎
運輸大臣　苫米地義三

## 総理廳令

### 省令

◎総理廳令第四号

逓信省令第四号

外國電報規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十一月二十日

内閣総理大臣　片山　哲
運輸大臣　三木　武夫

第一條　外國電報規則の一部を次のように改正する。

第十二條ノ三中「七十錢」を「十六圓」に、「三十錢」を「八圓」に改める。

第十四條第二項中「一圓」を「二十四圓」に、「三十錢」を「八圓」に、同條第三項中「五圓」を「百二十圓」に、「二十圓」を「二千圓」に改める。

第二條　外國無線電報規則の一部を次のように改正する。

第五條中「二十四錢」を「九圓六十錢」に、「十六錢」を「六圓四十錢」に、「八錢」を「三圓二錢」に、「四圓八十錢」を「二十四圓」に、「五錢」を「二圓」に改める。

附　則

この命令は、公布の日からこれを施行する。



### 省令

◎大蔵農林省令第二号

商工省令第一号

金融機関再建整備法施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十一月二十日

大蔵大臣　栗栖　越夫
農林大臣臨時代理
内閣総理大臣　片山　哲
商工大臣　水谷長三郎

法第二十四條第二項の規定により、確定損害を負担しない指定債務は、左に掲げる債務とする。

一　法第十五條第二項又は第四十二條第二項の規定により、預金機関に対して負担した債務（その利息を含む。）

二　國又は地方公共團體の公租公課の債務

三　損害保險會社の再保險に關する債務で、再保險共同計算規約に基き、當該損害保險會社が他の損害保險會社から當該責保險に關して回收する再保險金（解約返戻金を含む。）の金額に相當する部分

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

### 告示

◎総理廳告示第五十一号

特別調達庶法第十四條第二項の規定に基き、特別調達廳の理事及び監事並びに職員の定員を次のように定める。

昭和二十二年十一月二十日

内閣総理大臣　片山　哲

理事　四人
監事　一人
一級職員　十四人
二級職員　八百六十人
三級職員　八百二十一人
一級官吏を含む。
二級官吏を含む。
三級官吏を含む。

◎内務省告示第三百四十八号

國籍法第二十條ノ二第二項の規定によつて、日本國籍を離脱したものは次のとおりである。

昭和二十二年十一月二十日

内務大臣　木村小左衛門

本籍　農島縣濱田郡金江村大字金

住所　見二五七五番地ノ一

居所　米領ハワイホノルル市アラモアナ街一六七五

高田シズエ

米領ハワイホノルル市アラモアナ街一六七五

◎大蔵省告示第二百八十号

金融機関再建整備法施行規則第三十九條第一項の規定により定める順序は、左の各号の順序とする。

昭和二十二年十一月二十日

大蔵大臣　栗栖　越夫

一　昭和二十二年十月大蔵省告示第二百五十六号（以下第二百五十六号告示という。）第八号に掲げる債務の債権者

二　第二百五十六号告示第七号に掲げる部分の債務の債権者

三　第二百五十六号告示第八号及び第五号に掲げる債務の債権者

四　二百五十六号告示第四号に掲げる債務の債権者

◎大蔵省告示第二百八十一号

金融機関再建整備法施行規則第四十條第一項第一号の規定により定める順序は、左の各号の順序とする。

昭和二十二年十一月二十日

大蔵大臣　栗栖　越夫

一　昭和二十二年十一月大蔵省告示第二百八十号（以下第二百八十号告示という。）第四号に掲げる債権者

二　第二百八十号告示第三号に掲げる債権者

三　第二百八十号告示第二号に掲げる債権者

四　第二百八十号告示第一号に掲げる債権者

◎大蔵省告示第二百八十二号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令の件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第二條第一項の規定によつて、山本寛彦（神奈川縣鎌倉市大町千三百五十番地）に対し昭和十八年十一月八日同人の行つた左記土地上権を取消し、同復した当該地上権は昭和二十二年十一月二十日迄に米國人エミリー・ホイド・ニングハム（東京都新宿区若葉一丁目十六番地の九）に返還することを命じた。

昭和二十二年十一月二十日

大蔵大臣　栗栖　越夫

一、地上権類　地上権（宅地）
二、数量　五百三十五坪
三、所在地　長野縣北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字高嶺愛宕山千三百四十二番三
四、地上権設定の目的
五、範囲　土地の全部
六、存続期間　明治四十三年九月十七日から九百九十九年間のうち既に経過した部分を除いた期間
六百五十二円
支拂済

◎農林省告示第百六十八号

狩猟法第九條の規定によつて、次のように禁猟区を設置する。

昭和二十二年十一月二十日

農林大臣臨時代理
内閣総理大臣　片山　哲

一、禁猟の区域
東京都南多摩郡多摩村大字連光寺の内字越、字山の越及び字大谷戸、字ノ岡
内字打越、字山の越及び字大谷戸、字立山後一円並びに同村大字一ノ宮の内字立山後一円並
第一九〇号線以南の地域、字内ノ岡
同村大字一ノ宮の内字大村の内都道第一九
の内村道第一八号線及び都道第一九
○号以南の地域及び字瓦ケ谷の内村
道第一二一号線、第一五号線、第一
一四号線及び第一八号線以南の地
域。
二、禁猟期間
自昭和二十二年十一月二十二日
至同　三十二年十一月二十一日

◎商工省告示第八十三号

衣料品配給規則第四條第三項の規定により、次の場合を指定する。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

一　文服仕立業者等の店頭調製業者中、商工大臣の指示に従い、都道府縣知事の定める方法によりその事業を営むもの

二　印絆纏製造業者

衣料品配給規則第四條第三項の規定により、卸売業者より衣料品を譲り受け、卸売業者が衣料品を譲り渡すことができる消費者を、次のように指定する。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

衣料品配給規則第十一條第三項の規定により、商工大臣より割当を受けた消費者で、配給割当公文書にその旨の記載を受けたもの

◎運輸省告示第二百九十九号

昭和二十二年十一月二十五日から小本線押角宇津野間鉄道で一般運輸営業を開始する。

昭和二十二年十一月二十日

運輸大臣　苫米地義三

停車場名　所在地
押角（既設停車場）　宇津野　岩手縣下閉伊郡大川村大字大川

◎運輸省告示第三百号

関有鉄道線路名称中東北線の部小本線の項（茂市宇津野間）を（茂市宇津野間）に改め昭和二十二年十一月二十五日からこれを施行する。

昭和二十二年十一月二十日

運輸大臣　苫米地義三

◎商工省告示第八十四号

衣料品配給規則第四條第三項の規定により、衣料品を消費者に譲り渡し、消費者が衣料品を譲り受けることができる生産業者を、次のように指定する。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

一　男子洋文服仕立業者、婦人子供洋文服仕立業者等の店頭調製業者中、商工大臣の指示に従い、都道府縣知事の定める方法によりその事業を営むもの

二　印絆纏製造業者

◎商工省告示第八十五号

衣料品配給規則第四條第三項の規定により、卸売業者より衣料品を譲り受け、卸売業者が衣料品を譲り渡すことができる消費者を、次のように指定する。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

◎商工省告示第八十六号

衣料品配給規則第十五條の規定により、次のように譲渡を命ずる。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

一　譲渡人
繊維製品配給消費統制規則第七條に規定する指定団体（衣料品配給規則第三條の規定により、小売業者の登録を受けた者を除く。）

二　譲渡衣料品の範囲
衣料品配給規則公布の日において、当該指定団体の所有する衣料品の中、衣料品配給規則第一條の規定により商工省告示第五十八号により指定した衣料品

三　譲受人
衣料品配給規則第三條の規定により登録を受けた小売業者

四　譲渡の方法
小売業者購入相当証明書に記載するところに従い、且つこれと引換えに譲渡する。

五　譲渡価格
卸売業者販売価格

◎運輸省告示第二百九十八号

昭和二十二年十一月二十五日から小本線岩手和井内押角間鉄道で旅客、手荷物及び小荷物の運輸営業を開始する。

昭和二十二年十一月二十日

運輸大臣　苫米地義三

◎商工省告示第八十七号

衣料品配給規則第三條の規定により登録を受けた卸売業者が、その在庫評可数量を超える衣料品の在庫を、同規則第三條の規定により登録をうけた他の卸売業者に譲り渡し、他の卸売業者が当該衣料品を譲り受ける場合

◎商工省告示第八十四号

衣料品配給規則第四條第三項の規定により、衣料品を消費者に譲り渡し、消費者が衣料品を譲り受けることができる生産業者を、次のように指定する。

昭和二十二年十一月二十日

商工大臣　水谷長三郎

一　文服仕立業者、婦人子供洋文服仕立業者等の店頭調製業者中、商工大臣の指示に従い、都道府縣知事の定める方法によりその事業を営むもの

二　印絆纏製造業者

◎高等裁判所告示第四号

東京高等裁判所裁判事箕田正一は東京高等裁判所裁判事裁判官桂淮盛一の東京高等裁判所裁判事裁判官吉田常次郎は東京高等裁判所裁判事裁判官飯塚敏夫のそれぞれ後任者とする。

昭和二十二年十一月十八日

最高裁判所

## 辞令

総理廳事務官　西尾　食一
十六号俸を給する（八月十三日総理廳）
判事　三井　明
二十三号俸を給する　同　原田　博司
二十一号俸を給する　同　藤本　正雄
十八号俸を給する（以上十一月十五日最高裁判所）

## 宮廷録事

◎行幸行啓　天皇皇后両陛下は、本月十七日午前八時四十五分御出門、東京都美術館で開催の文部省主催第三回日本美術展覽会及び國立博物館で開催の同館主催西洋美術名作展覽会へ行幸行啓、午後零時三十分還御あらせられた。

◎行幸行啓仰出　天皇皇后両陛下は、本月二十日品川区上大崎長者丸三笠宮邸へ行幸行啓あらせられる。

## 彙報

### ○官廳事項

◎食糧管理局行政監察委員会及び林野局行政監察委員会設置　農林省訓令第十五号農林部内行政監察委員会規程第七條の規定により、十一月一日から食糧管理局及び林野局に、それぞれ行政監察委員会を設置した。

◎叙位取消並びに叙位　附更正　通信技師大六助は昭和二十年五月十五日正七位に叙せられ、通信局事務官谷口文雄は昭和十九年五月三十一日従七位に叙せられた処大村は昭和十一年八月二十三日谷口は同年八月二日いずれも死亡した者である事が判明したので本月十五日大村の叙位は取消され谷口の叙位日附は死亡の日附に更正された。

◎任官並びに官等陞叙の日附更正　通信局書記谷口文雄は昭和十九年五月三十一日通信局事務官高等官七等に、通信書記寺尾行俊は昭和二十年三月十日通信事務官高等官七等に、専賣局技師川村厚は同年七月三日高等官四等に、同局防次郎は同年七月二日高等官五等にそれぞれ任叙並びに陞叙せられた処谷口は昭和十九年八月二日、寺尾は昭和二十年六月二十五日、川村は昭和十九年七月二十五日、防次郎は昭和二十年五月二十日いずれも死亡した者である事が判明したので該任叙並びに陞叙の日附は本月十五日それぞれ死亡の日附に更正された。

## 國會

### ○參議院

◎任命及び辞令

參議院常任委員会專門調査員に任ずる（十一月十二日參議院）　後藤　隆吉

常任委員会專門調査委員に任ずる（十一月十二日參議院）　後藤　隆吉

通信委員会勤務を命ずる（十一月十二日參議院）

## 廣告

### ◎公示催告

解散公告

当財團は評議員会の決議により昭和二十二年十月十三日解散致候に付ては当財團に債權を有する向は本公告三回目掲載の翌日より二箇月内に其債權御申出被度右期間内に申出無之候ては清算より除外可致旨此段公告候也

昭和二十年十一月二十日

東京都千代田区麹町二丁目三十六番地
財團法人顯寺宗教團
代表者　川崎　澤叡

◎失踪に関する届出の催告

太籍並最後の住所三重縣北牟婁郡尾鷲町大字南浦六十八番地　濱中　欽吉

明治二十九年三月十日生

右の不在者に対し利害関係人濱中晃より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十三年九月二十八日午前十時までに当裁判所に生存の届出をしないと失踪宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も、右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十年十一月五日

津地方裁判所木本支部

◎失踪宣告

太籍並最後の住所　結城郡西豊田村若一二番地　大澤金作

不在者　明治十九年二月二十日生

右に対し同所局番地大澤六郎の申立により当裁判所は昭和二十年十月八日失踪の宣告を爲したり。（昭和二十年十一月二十八日）

昭和二十年十月八日死亡と看做す）

水戸地方裁判所下妻支部

◎号外　十一月十四日発行物價第六号等二頁◎同十八日発行廣告一六頁◎同十九日発行官報二頁

太籍並に最後の住所　廣島縣沼隈郡山口市大字江崎第二〇九八番地

不在者　北村竹治郎

昭和二十年五月十日生

右の申立に因り当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものとみなされた。

昭和二十年十月十日

廣島地方裁判所福山支部

### ◎公示催告

右不在者に対し利害関係人北村ジウの申立に因り当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものとみなされた。

昭和二十二年十月十日

大阪地方裁判所

太籍及最後の住所　群馬縣新田郡藪塚本町大字大原二千百四十番地

不在者　桑原藤三郎

明治四十年八月十二日生

右に対し同所桑原藤三郎の申立により不在者は昭和二十年九月十日失踪の宣告を爲したるに因り人正九九郎と看做されたり。

昭和二十二年九月二十九日

前橋地方裁判所太田支部

太籍及最後の住所　東京都足立区千住橋戸町

不在者　原　ひさゑ

明治四十年十月九日生

右申立人より不在者に対し失踪宣告の申立を爲したるに付当裁判所は昭和二十年十月二日公示催告を爲したるに因り人正九九郎と看做さ

太籍及最後の住所　東京都足立区千住橋戸町三十八番地

不在者　原　忠七

明治四十年十二月十四日生

右の不在者に対し当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年十月十五日

大阪地方裁判所

太籍並に最後の住所　廣島縣沼隈郡安政五年北村竹治郎

不在者　北村ジウ

昭和二十年五月十日生

右の申立に因り当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものとみなされた。

昭和二十二年十月十日

廣島地方裁判所福山支部

太籍　大阪市東成区中道元町二丁目八十四番地、最後の住所右同所

不在者　朝田　忠七

明治四十年十二月十四日生

右に対し当裁判所は右不在者から昭和二十年十月十日公示催告があつた旨の申立があつたので当裁判所は昭和二十年十月十日から二箇月の間に右不在者の生存の届出がなかつたから同年十月十日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年十月十五日

大阪地方裁判所

太籍及最後の住所　群馬縣新田郡藪塚本町大字大原二千百四十番地

不在者　桑原藤三郎

明治四十年八月十二日生

右に対し同所桑原藤三郎の申立により不在者は昭和二十年九月十日失踪の宣告を爲したるに因り人正九九郎と看做されたり。

昭和二十二年九月二十九日

前橋地方裁判所太田支部

太籍　大阪市東成区中道元町二丁目八十四番地、最後の住所右同所

不在者　朝田　忠七

明治四十年十二月十四日生

右に対し当裁判所は右不在者から昭和二十年十月十日公示催告があつた旨の申立があつたので当裁判所は昭和二十年十月十日から二箇月の間に右不在者の生存の届出がなかつたから同年十月十日死亡したものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年十月十五日

大阪地方裁判所

太籍及最後の住所　群馬縣新田郡藪塚本町大字大原二千百四十番地

不在者　桑原藤三郎

明治四十年八月十二日生

右に対し同所桑原藤三郎の申立により不在者は昭和二十年九月十日失踪の宣告を爲したるに因り人正九九郎と看做されたり。

昭和二十二年九月二十九日

前橋地方裁判所太田支部

太籍及最後の住所　東京都足立区千住橋戸町四十三番地松井松五郎方

不在者　原　ひさゑ

右申立代理人　秋葉　ウタ

右申立人太籍地に同じ　久吉

太籍及最後の住所　東京都足立区千住橋戸町

不在者　原　忠七

明治二十八年十月九日生

右申立人より不在者に対し失踪宣告の申立を爲したるに付当裁判所は昭和二十年十月二日公示催告を爲したるに付当裁判所は昭和二十年十月十日から二箇月の間に右不在者の生存の届出なき旨公示催告期日迄に不在者生存の届出を以て不在者は昭和四年十二月三十一日生死分明ならざるものと認め昭和十一年十二月三十一日死亡したものと看做す。

不在者　原久吉の失踪を宣告す。

昭和二十二年七月三十一日

名古屋地方裁判所

村本　晃

太籍並に最後の住所　廣島縣沼隈郡千年村大字能登原二百十六番屋敷

不在者　北村竹治郎

昭和二十年五月十日生

右の申立に因り当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものとみなされた。

昭和二十二年十月十日

廣島地方裁判所福山支部

太籍　山口市大字江崎第二〇九八番地

不在者　益富孫太郎

明治三十五年四月二十一日生

右の申立に因り当裁判所は昭和二十年十月十日失踪の宣告をした旨公示催告者は明治三十四年九月三十日死亡したものとみなされた。

昭和二十二年十月十日

山口地方裁判所

太籍並に最後の住所　愛媛縣越智郡波方村大字宮崎甲百四十番地

不在者　三宅　重吉

明治三十七年二月十三日生

右に対し当裁判所は大正十四年八月十日以来七年以上生死分明ならざる者と認め昭和二十二年十月十五日失踪の宣告をした。

昭和二十二年十月十五日

山口地方裁判所今治支部

太籍並に最後の住所　山口縣厚狹郡厚狹町大字厚狹九十三番地の二

不在者　大藤　一郎

明治四十五年一月六日生

右の申立により利害関係人大藤ユタの申立により当裁判所は昭和二十二年十月十日失踪の宣言を爲したり。

昭和二十二年十月十日

山口地方裁判所船木支部

太籍並に最後の住所　山口縣宇部市大字小串二百八十七番地

不在者　中野　淺一

明治三十二年二月六日生

右不在者に対し利害関係人中野豊の申立により当裁判所は昭和二十二年十月十日失踪の宣告を爲したり。

昭和二十二年十月十日

山口地方裁判所船木支部

### ◎除權判決

兵庫縣武庫郡住吉村字坊ケ塚四五番地亡岸本兵衛家督相続人　岸本貞次郎

右申立人　岸本　禎夫

別紙表示の株券に付訓申立人の申立に因り公示催告を爲したるところ昭和二十二年十月一日午前九時の期日迄に權利を届出且右株券を以て申立人の申立に基き該株券の無効を宣言す。

昭和二十二年十月一日

岡山地方裁判所

判事　山本　覺

（別紙）

目錄

中國鉄道株式会社株式十株券一枚

但し

一株券額面　金五百円也
一記号番号　乙第二五四二号
一発行者　中國鉄道株式会社
一発行日　明治四十三年五月一日
中國鉄道株式会社株式一株券四枚
一株券額面　金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　甲第三九六九号至第三九七二号
一発行者　中國鉄道株式会社
一発行日　明治四十三年五月一日
一最終株主　岸本五兵衛
中國鉄道株式会社株式一株券二枚
但し
一株券額面　金五十円也
一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い甲第二一八〇号、第二一八一号
一発行者　中國鉄道株式会社
一発行日　昭和五年七月一日
一最終株主　岸本五兵衛

臨時株主総会招集公告

來る十二月十五日（月曜日）午前十時東京都千代田区神田神保町一丁目二十一番地当社神田営業所に於て臨時株主総会を開催左記事項附議致度候間御出席被下度此段公告仕候

昭和二十二年十一月二十日

東京都新宿区南元町九番地二
日本紙業株式会社
取締役社長　金原脇之助

株主各位

会議の目的たる事項

一、役員報酬変更に関する件

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價　一ヶ月　五十円　三ヶ月　二百円
國會科　本公報　八ポイント　一行　十七字詰　三十円
一般國會　八ポイント　一行　十四字詰　二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段一五三一
振替東京一九〇〇〇
國會調査部

（國定規格A4判）

第6256号